

報告事項（７）介護保険料所得基準の一部改正について（資料７）

第９期事業計画（令和６年度から令和８年度）介護保険料

【令和６年度】

	所得 段階	対象者	乗率	保険料 (年額)
本人・ 世帯非課税	1	・生活保護を受給している ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円 以下	0.285	20,780円
	2	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円 超、120万円以下	0.485	35,360円
	3	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.685	49,950円
本人非課税 世帯課税	4	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円 以下	0.85	61,980円
	5	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円 超	1.0	72,920円
本人課税	6	前年の合計所得金額が120万円未満	1.1	80,210円
	7	前年の合計所得金額が120万円～210万円未満	1.3	94,790円
	8	前年の合計所得金額が210万円～320万円未満	1.5	109,380円
	9	前年の合計所得金額が320万円～420万円未満	1.7	123,960円
	10	前年の合計所得金額が420万円～520万円未満	1.9	138,540円
	11	前年の合計所得金額が520万円～620万円未満	2.1	153,130円
	12	前年の合計所得金額が620万円～720万円未満	2.3	167,710円
	13	前年の合計所得金額が720万円～820万円未満	2.4	175,000円
	14	前年の合計所得金額が820万円～1000万円未満	2.6	189,590円
	15	前年の合計所得金額が1000万円～1500万円未満	2.7	196,880円
	16	前年の合計所得金額が1500万円～2000万円未満	2.8	204,170円
	17	前年の合計所得金額が2000万円～	3.0	218,760円

【令和７年度、令和８年度】

	所得 段階	対象者	乗率	保険料 (年額)
	1	・生活保護を受給している ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円 9千円 以下	0.285	20,780円
	2	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円 9千円 超、120万円以下	0.485	35,360円
	3	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.685	49,950円
	4	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円 9千円 以下	0.85	61,980円
	5	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円 9千円 超	1.0	72,920円
	6	前年の合計所得金額が120万円未満	1.1	80,210円
	7	前年の合計所得金額が120万円～210万円未満	1.3	94,790円
	8	前年の合計所得金額が210万円～320万円未満	1.5	109,380円
	9	前年の合計所得金額が320万円～420万円未満	1.7	123,960円
	10	前年の合計所得金額が420万円～520万円未満	1.9	138,540円
	11	前年の合計所得金額が520万円～620万円未満	2.1	153,130円
	12	前年の合計所得金額が620万円～720万円未満	2.3	167,710円
	13	前年の合計所得金額が720万円～820万円未満	2.4	175,000円
	14	前年の合計所得金額が820万円～1000万円未満	2.6	189,590円
	15	前年の合計所得金額が1000万円～1500万円未満	2.7	196,880円
	16	前年の合計所得金額が1500万円～2000万円未満	2.8	204,170円
	17	前年の合計所得金額が2000万円～	3.0	218,760円

改正の内容

- ・介護保険法施行令の改正により、第１段階と第２段階、第４段階と第５段階を分ける基準となる金額（80万円⇒80万9千円）が変更されました。

介護保険料等における基準額の調整について

- 介護保険料の算定において、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、**年金収入等80万円**を基準として設定している。
（第1、第2、第4、第5段階） ※ 基準設定時（平成17年度）の老齢基礎年金（満額）の支給額：794,500円/年
- 今般、令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が809,000円となり、80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し
年金収入等809,000円を基準にすることとする。（令和7年4月施行予定）

※ 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等80万円の基準についても、同様に措置（令和7年8月施行予定）

